

○木更津市まちをきれいにする条例

平成8年3月29日条例第4号

木更津市まちをきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱、飼い犬のふん害並びに空き地における雑草等の繁茂の防止に関して、本市、事業者、飼い主、所有者等及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等のポイ捨ての禁止、飲料等の自動販売機による販売に係る回収設備の設置、飼い主の遵守事項、空き地における雑草等の繁茂に対する指導その他必要な事項を定めることにより、地域の生活環境の美化の促進及び美観風致の維持を図り、もって快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 容器 販売の用に供される飲料その他主として一般消費者の生活の用に供される物品（以下「飲料等」という。）の缶、瓶等であつて、飲料等と一体として販売されるものをいう。
- (2) 空き缶等 飲料等が詰められていた缶、瓶等の容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。
- (4) 空き缶等回収設備 空き缶等を回収するための箱その他の設備をいう。
- (5) 飼い犬 飼養され、又は管理されている犬をいう。
- (6) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (7) 事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 容器製造業者 容器を製造してこれを販売する事業を営む者をいう。
 - イ 飲料等事業者 飲料等を容器に詰めてこれを販売する事業を営む者及び容器に詰めた飲料等を輸入してこれを販売する事業を営む者をいう。
 - ウ 飲料等卸売業者 容器に詰めた飲料等の卸売の事業を営む者をいう。
 - エ 飲料等小売業者 容器に詰めた飲料等の小売の事業を営む者をいう。
 - オ たばこ等事業者 たばこ又はチューインガムを製造し、又は輸入してこれらを販売す

る事業を営む者及びたばこ又はチューインガムの卸売又は小売の事業を営む者をいう。

(8) 所有者等 土地（第6条第2項、第16条第2項及び第17条においては、空き地に限る。）を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(9) 市民等 本市の市民及び本市への旅行者その他の滞在者をいう。

(10) 空き地 現に使用していない土地で次のいずれかに該当する土地をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化区域内の土地

イ 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けた区域（同法第35条の2第1項の規定による変更許可を受け、又は同条第3項の規定による変更届によって変更された区域を含む。）で、かつ、同法第36条第3項の公告がされた区域内の土地

ウ 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の規定による認可を受けた住宅地造成事業の施行地区で、かつ、同法第12条第3項の公告がされた区域内の土地

エ アからウまでに掲げるもののほか、現に使用されている住宅、店舗又は事業所の敷地に接する土地及びその周辺の土地

(11) 雑草等 空き地に自生している植物（果実の収穫、観賞その他の特定の目的の下に栽培され、又は一定の管理下に置かれている状態にあるもの及び立木類を除く。）をいう。

(12) 雑草等の繁茂 雑草等がおおむね50センチメートル以上生い茂っていること、又は刈り取った雑草等が堆積されていることにより生じる次のいずれかに該当することをいう。

ア 病害虫又は雑草等が飛散（雑草等から生じる花粉又は種子の飛散を含む。）するおそれがあること。

イ 枯れ草火災、不法投棄等の犯罪、交通事故等を誘発するおそれがあること。

(13) 自治組織 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体をいう。

（本市の責務）

第3条 本市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱、飼い犬のふん害並びに空き地における雑草等の繁茂の防止その他の地域の生活環境の美化の促進及び美観風致の維持に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境美化施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たって、市内の空き缶等及び吸い殻等の散乱、飼い犬のふん害並びに空き地における雑草等の繁茂に関する状況を把握し、これに対処するための適

切な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 容器製造業者、飲料等事業者及び飲料等卸売業者は、空き缶等の散乱を防止するため、その事業活動を行うに当たって、広報活動等を通じた一般消費者に対する啓発、再資源化の容易な容器への転換その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、本市の実施する環境美化施策に協力する責務を有する。

2 飲料等小売業者は、容器に詰められた飲料等を一般消費者に販売するに当たって、適切な場所に空き缶等回収設備を設け、及びこれを適正に管理するよう努めるとともに、本市の実施する環境美化施策に協力する責務を有する。

3 たばこ等事業者は、吸い殻等の散乱を防止するため、その事業活動を行うに当たって、広報活動等を通じた一般消費者に対する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、本市の実施する環境美化施策に協力する責務を有する。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、飼い犬のふんにより快適な生活環境及び公衆衛生が損なわれることのないよう責任をもって犬を飼養し、又は管理するよう努めるとともに、本市の実施する環境美化施策に協力する責務を有する。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふん害を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等並びに飼い犬のふんを捨てられないようにするために必要な措置を講ずるとともに、本市の実施する環境美化施策に協力する責務を有する。

2 所有者等は、雑草等の繁茂の状態とならないようその所有し、占有し、又は管理する空き地を適正に管理する責務を有する。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を家庭に持ち帰り、又は空き缶等回収設備、吸い殻入れ等に収納する等空き缶等及び吸い殻等を散乱させないようにするとともに、本市の実施する環境美化施策に協力する責務を有する。

(空き缶等及び吸い殻等のポイ捨ての禁止)

第8条 市民等は、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(空き缶等回収設備の設置及び管理)

第9条 飲料等を自動販売機を設置して販売する飲料等小売業者（以下「自販機小売業者」という。）は、空き缶等を回収するため、その設置する自動販売機ごとの適切な場所に、規則で定めるところにより、空き缶等回収設備を設け、及びこれを適正に管理しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、自販機小売業者その他の事業者に対して、空き缶等及び吸い殻等の散乱の状況、空き缶等回収設備の設置の状況その他必要な事項に関し、期限を定めて、報告を求め、又は当該職員に、自動販売機が設置されている場所その他これらの者の事業所若しくはこれらの者が所有し、占有し、若しくは管理している土地に立ち入らせ自動販売機その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第11条 市長は、第9条の規定に違反した者に対し、期限を定めて、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飼い主の遵守事項)

第13条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖等で制御できるようにすること。ただし、警察犬、盲導犬等をその目的のために使用するときその他規則で定めるときは、この限りでない。

(2) 飼い犬を道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において移動し、又は運動させるときは、飼い犬のふんを回収するための用具を携帯すること。

(3) 飼い犬のふんにより道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地、建物若しくは工作物を汚したときは、直ちに当該ふんを回収すること。

(勧告)

第14条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、期限を定めて、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(命令)

第15条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(空き地の調査)

第16条 市長は、空き地が雑草等の繁茂の状態にあると思料するときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に当該空き地その他必要な場所に立ち入らせ必要な調査をさせることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

3 第1項の規定により調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第17条 市長は、前条第1項の規定による調査により、空き地が雑草等の繁茂の状態にあり、かつ、適正な管理がされていないことによって、当該空き地が次の各号に掲げる状態のいずれかに該当すると認めるときは、所有者等に対し、雑草等の繁茂の状態を解消することに関して指導を行うことができる。

(1) 周囲の美観風致又は周辺との調和を損なう状態

(2) 良好な住環境を害する状態

(勧告)

第18条 市長は、前条の規定により指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないときは、期限を定めて、当該空き地における雑草等の繁茂の状態を解消するために必要な措置を執るよう勧告することができる。

(再勧告)

第19条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該空き地における雑草等の繁茂の状態を解消するために必要な措置を

執るよう再度勧告することができる。

(木更津市雑草等処理対策本部)

第20条 市長は、木更津市雑草等処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部に本部長及び本部員を置く。

3 市長は、第16条から前条までに關する事務を本部長に委任する。

4 前3項に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

(地域における自主的な活動)

第21条 市、自治組織、地域住民等は、清掃活動の充実等地域の生活環境の美化の促進及び美觀風致の維持のため、相互に協力するものとし、市は、自治組織、地域住民等の自主的な活動を支援するものとする。

(適用上の注意)

第22条 この条例の適用に当たっては、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、飼い主の遵守事項並びに空き地における雑草等の繁茂の防止を規定している他の法令との整合性を保った有機的な運用に努めるとともに、事業者、飼い主、所有者等及び市民等の権利を不当に侵害しないように留意し、空き缶等及び吸い殻等の散乱、飼い犬のふん害並びに空き地における雑草等の繁茂の防止による地域の生活環境の美化の促進及び美觀風致の維持を図るといふ本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことのないようにしなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第12条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定に違反して空き缶等を捨てた者

(2) 第15条の規定による命令（第13条第3号に係るものに限る。）に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万5千円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定に違反して吸い殻等を捨てた者

(2) 第10条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(空き缶等回収設備の設置及び管理に関する経過措置)

2 この条例施行の際、現に指定容器に詰めた飲料等を自動販売機を設置して販売している自販機小売業者に係る第9条の規定の適用については、同項中「規則で定めるところにより」とあるのは、「この条例の施行の日から60日以内に、規則で定めるところにより」と読み替えるものとする。

(木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

附 則（平成13年9月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月26日条例第15号）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。